

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会
調 査 報 告 書

平成30年3月20日

《 目 次 》

1	調査の趣旨	1
2	特別委員会の設置	1
①	設置決議等	1
②	委員会の定数	1
③	委員長、副委員長、委員の氏名	1
3	調査事件	1
①	調査事項	1
4	委員会（幹事会）の開催状況	2
5	証人、参考人、説明員の出席等	7
①	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	7
②	参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	16
③	執行機関として出席を求めた者、説明の概要	22
6	記録、資料の提出	23
①	提出を求めた記録	23
②	提出を求めた資料	25
7	委員の派遣	25
8	調査の結果	26
①	施設の維持管理に関する事項	26
②	被害の状況に関する事項	31
③	事件解決後の対応に関する事項	32
9	調査経費等	33
10	最後に	34

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会調査報告書

1 調査の趣旨

平成23年に発覚した旧アルファビゼン内の電線等盗難事件について、備前市議会は、市民の財産を守る必要性から、早期に当該事件の真相を究明し、解決が図られるよう「旧アルファビゼンにおける盗難事件の早期解決を求める決議」を平成27年8月に全会一致で可決した。

当施設の活用計画案は、たびたび提案がなされ、市議会においても旧アルファビゼン問題調査研究特別委員会を設置するなど精力的に調査してきたが、備前市中心部の振興には、公訴時効が近づく当該事件の解決は避けて通れない重要課題であることから、当施設において発生した盗難事件を調査するものである。

2 特別委員会の設置

① 設置決議等

- (1) 平成28年8月第5回臨時会（8月22日開催）

地方自治法第98条第1項並びに同法第100条第1項及び第10項の権限を新たに設置した「旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会」に委任した。

- (2) 平成28年11月第8回定例会（12月22日開催）

調査経費の追加に関する決議を可決。

- (3) 平成29年3月第1回定例会（3月24日開催）

次年度経費に関する決議を可決。

② 委員会の定数

15名（議長を除く全員）

③ 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 橋本逸夫

副委員長 川崎輝通

委員	山本恒道	田原隆雄※	尾川直行	田口健作	津島 誠
	掛谷 繁	守井秀龍	立川 茂	西上徳一	山本 成
	石原和人	森本洋子	星野和也		

※平成29年4月2日議員辞職

3 調査事件

① 調査事項

- (1) 施設の維持管理に関する事項
- (2) 被害の状況に関する事項
- (3) 事件解決後の対応に関する事項

4 委員会（幹事会）の開催状況

平成28年（2016年）

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
1	8月22日	午前10時42分 午前10時48分	委員会	①委員長の互選について ②副委員長の互選について
2	9月 2日	午前 9時31分 午後 1時31分	委員会	①委員会の運営について ②今後の会議の進め方について ③資料要求について ④説明員の出席要求について ⑤次回の委員会について
3	9月 7日	午前10時32分 午前10時38分	委員会	①記録の提出について
—	9月16日	午後 3時56分 午後 4時58分	幹事会①	①提出された記録の閲覧について ②次回の委員会について ③次回の幹事会について ④幹事会の運営について
—	9月26日	午後 2時16分 午後 5時01分	幹事会②	①事前協議会の名称について ②次回の委員会について
4	9月27日	午前 9時30分 午後 2時36分	委員会	①委員の派遣について ②記録の提出要求について ③参考人の出席及び証人の出頭要求について ④次回の委員会について
—	10月11日	午前 9時00分 午前 9時23分	幹事会③	①委員会の運営について ②秘密会の開催について
5	10月11日	午前 9時31分 午後 6時13分	委員会	①参考人の意見聴取について 稲垣聡崇氏（備前警察署員） ②証人尋問について 中島和久氏（備前市職員） 森山純一氏（元備前市副市長） ③証人の不出頭について（秘密会） ④旧アルファビゼンの実地調査について ⑤次回の委員会について 開催日程について 参考人招致について 記録の提出要求について
—	10月11日	午後 1時00分 午後 1時23分	幹事会④	①委員会の傍聴について ②証人が出頭できないことについて
—	10月11日	午後 4時32分 午後 5時22分	幹事会⑤	①証人が出頭できないことについて ②今後の委員会について
—	10月28日	午後 1時18分 午後 1時19分	幹事会⑥	①参考人が出席できないことについて
6	10月28日	午後 1時30分 午後 3時15分	委員会	①参考人の意見聴取について 川平昌彦氏（備前市職員）

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
—	10月28日	午後 3時31分 午後 4時00分	幹事会⑦	①次々回の委員会について ②資料の提出要求について ③情報提供の呼びかけについて ④照会に対する回答について
7	11月 2日	午後 9時30分 午後 3時57分	委員会	①参考人の意見聴取について 桐山宗義氏 永井丈士氏 ②次回以降の委員会について 開催日程について 証人喚問について 参考人招致について ③情報提供依頼について
—	11月 2日	午後 1時02分 午後 2時06分	幹事会⑧	①参考人の発言への対応について ②参考人が出席できないことについて ③次回の委員会について
8	11月14日	午前 9時35分 午後 5時16分	委員会	①証人尋問について 宇治橋秀一氏 吉村武司氏 加々本昌和氏 ②参考人の意見聴取について 濱山一泰氏（備前市職員） 高橋昌弘氏（元備前市職員） ③情報提供依頼について
—	11月14日	午前11時57分 午後 0時06分	幹事会⑨	①補佐人の同伴許可について
9	11月24日	午後 1時32分 午後 4時26分	委員会	①参考人の意見聴取について 野上計行氏（元備前市副市長） ②証人尋問について 末石 一氏 ③証人の不出頭について（秘密会） ④情報提供依頼について ⑤次回の委員会について 開催日程について
—	11月24日	午後 2時58分 午後 3時32分	幹事会⑩	①証人が出頭できないことについて ②情報提供依頼について ③次回の委員会について
10	11月30日	午後 4時52分 午後 5時07分	委員会	①参考人の出席及び証人の出頭要求について ②情報提供依頼について ③その他
—	11月30日	午後 3時21分 午後 4時12分	幹事会⑪	①次回以降の委員会について ②情報提供依頼について

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
11	12月14日	午前 9時41分 午後 2時54分	委員会	①証人喚問について 幡上義一氏 ②証人尋問について 増田敏夫氏 木村勝幸氏 木村幸隆氏
—	12月14日	午後 3時02分 午後 4時06分	幹事会⑫	①次回の委員会について ②文書による回答について
12	12月20日	午後 1時45分 午後 2時24分	委員会	①次回の委員会について ②参考人の出席及び証人の出頭要求について ③調査経費の追加について ④これまでの調査の整理について ⑤議会だよりへの掲載について

平成29年（2017年）

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
—	1月11日	午前 9時24分 午前 9時27分	幹事会⑬	①証人尋問の時間変更について
13	1月11日	午前 9時30分 午後 5時19分	委員会	①証人尋問について 本郷治雄氏 ②参考人の意見聴取について 北条 久氏 清水道起氏 宮本数敏氏 中島和久氏（備前市職員） 竹林幸一氏（元備前市職員） ③議会だよりへの記事の掲載について
—	1月17日	午前10時00分 午前10時10分	幹事会⑭	①証人への対応について ②次回の委員会について
14	1月17日	午前10時50分 午前10時55分	委員会	①証人喚問について ②次回の委員会について
15	2月 3日	午前9時30分 午前11時49分	委員会	①調査資料等の整理について ②次回の委員会について ③参考人・証人の出席要求について ④説明員の出席要求について
—	2月 3日	午前10時35分 午前11時35分	幹事会⑮	①次回以降の委員会について ②証人への対応について

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
16	2月24日	午前 9時30分 午前11時50分	委員会	①被害の状況に関する事項について ②証人の不出頭について ③参考人の欠席について ④百条委員会の取りまとめ資料の取り扱いについて ⑤監査請求に関する決議について ⑥百条委員会に対する申し入れについて (秘密会) ⑦次回の委員会の開催について ⑧百条委員会における予算要求の状況について
—	2月24日	午前 9時35分 午前10時49分	幹事会⑯	①証人の不出頭について ②参考人の欠席について ③百条委員会の取りまとめについて ④監査請求に関する決議について ⑤百条委員会に対する申し入れについて
—	3月 3日	午後 1時30分 午後 2時47分	幹事会⑰	①百条委員会に対する申し入れについて ②次回以降の委員会について
17	3月 3日	午後 2時52分 午後 3時12分	委員会	①百条委員会に対する申し入れについて (秘密会) ②次回以降の委員会について
—	3月21日	午後 1時30分 午後 2時47分	幹事会⑱	①次年度の調査経費の決議について ②百条委員会に対する申し入れについて ③次回以降の委員会について
18	3月22日	午後 6時14分 午後 6時15分	委員会	①議事日程の変更について
19	3月23日	午前11時20分 午前11時33分	委員会	①調査経費に関する決議について ②百条委員会に対する申し入れについて (秘密会) ③次回以降の委員会について
—	4月14日	午後 0時59分 午後 1時24分	幹事会⑲	①委員（幹事）の欠員について ②資料の取り扱いについて ③証人が出頭できないことについて ④参考人への聞き取りについて ⑤次回の委員会について ⑥証人及び職員の傍聴について ⑦百条委員会へ申し入れに対する回答について

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
20	4月14日	午後 1時30分 午後 2時56分	委員会	①証人尋問について 中島和久氏（備前市職員） ②証人喚問について 幡上義一氏 ③百条委員会に対する申し入れへの対応について（秘密会） ④次回以降の委員会について
—	4月20日	午後 1時04分 午後 2時01分	幹事会⑳	①百条委員会への申し入れに対する回答について ②証人の不出頭について ③備前警察署への問い合わせについて ④次回の委員会について
—	4月28日	午前 9時00分 午前 9時20分	幹事会㉑	①次回の委員会について ②百条委員会への申し入れに対する回答について
21	4月28日	午前 9時30分 午前 9時37分	委員会	①次回の委員会について
22	5月22日	午前 9時30分 午前11時01分	委員会	①証人尋問について ②施設の維持管理に関する事項について ③被害の状況に関する事項について
—	5月22日	午前 9時33分 午前10時12分	幹事会㉒	①証人の不出頭について ②今後の進め方について
—	6月15日	午後 3時40分 午後 4時15分	幹事会㉓	①証人の不出頭について
23	6月28日	午前10時40分 午前10時47分	委員会	①施設の維持管理に関する事項 ②被害の状況に関する事項
—	8月31日	午前11時15分 午前11時47分	幹事会㉔	①今後の進め方について ②次回の委員会について
—	9月 6日	午前11時05分 午前11時23分	幹事会㉕	①参考人の出席要求について ②次回の委員会について
24	9月15日	午後 1時50分 午後 1時54分	委員会	①証人の出頭請求等について ②次回の委員会について
25	10月10日	午前 9時30分 午前10時29分	委員会	①参考人の意見聴取について 塚元年弘氏 ②次回の委員会について
—	10月30日	午前10時35分 午前11時14分	幹事会㉖	①記録の返却について
26	10月30日	午前11時14分 午前11時17分	委員会	①記録の返却について
—	12月18日	流会	幹事会㉗	①調査事項について
27	12月18日	流会	委員会	①調査事項について

平成30年（2018年）

No.	月日	開始時間 終了時間	区分	案 件
—	3月 9日	午前11時47分 午後 0時09分	幹事会⑳	①今後の委員会について ②平成30年度の調査経費について ③委員長報告案について
28	3月13日	午後 4時02分 午後 4時11分	委員会	①次回以降の委員会について 説明員の出席要求について 調査報告書について
—	3月13日	午後 4時19分 午後 4時35分	幹事会㉑	①調査報告書案について
29	3月15日	午後 1時30分 午後 2時12分	委員会	①施設の維持管理に関する事項 ②被害の状況に関する事項 ③次回以降の委員会について ④調査報告書について
30	3月20日	午後 1時30分 午後 4時41分	委員会	①調査報告書について ②記録の返還について

5 証人、参考人、説明員の出席等

① 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

平成28年（2016年）10月11日（火）

No.	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
1	中島和久 氏	午前11時05分 午後 0時15分	①発覚時の対応について ②賃借契約関係者に対する事件の聞き取りについて ③中国電気保安協会の調査内容について ④被害届の内容について ⑤賃借人の管理責任に係る弁護士との協議について ⑥管理責任の請求をしなかった理由について ⑦施設返還の際の対応について
—	幡上義一 氏	—	①旧アルファビゼン1階での事業の内容について ②鍵の保管状況について ③事業の開始日と撤退日について ④設備投資の状況について ⑤事業撤退時の機材の搬出について ・搬出した物品 ・搬出に携わった者 ⑥事件発覚後（H23. 7. 6）の被害現場の立ち合いと職員 の事情聴取について
2	森山純一 氏	午後 3時00分 午後 3時59分	①管理責任を追及しなかった理由について ②旧アルファビゼンを解体しないと決定した経過について（平成23年4月19日庁議決定事項） ③被害額算定に対する考えについて ④盗難の発覚日について

平成28年（2016年）11月14日（水）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
一	塚元年弘 氏	—	①旧アルファビゼン盗難事件に関する立看板設置について ・協力の背景について ②情報提供について ③故永井正人氏（NPO法人まちづくり代表）より得た情報について
3	宇治橋秀一氏	午前 9時37分 午前10時29分	①故永井正人氏（NPO法人片上まちづくり理事）と連携について ②旧アルファビゼンの鍵の管理について ③NPO法人片上まちづくりでの役割について ④NPO法人片上まちづくりの事業内容について ⑤電気主任技術者名 高圧受電変更契約（H20.4.1）、高圧受電契約廃止（H22.2.25）、低圧受電新規契約手続き実務者 ⑥電気関係協力事業者 ⑦旧アルファビゼン施設内備品の処理・搬出について ⑧旧アルファビゼンの株式会社備前まちづくりへの転貸借契約について ⑨株式会社備前まちづくりへの転貸借契約後の鍵の管理について ⑩NPO法人片上まちづくり貸貸契約解除後申し入れ（H23.3.29） ⑪じん肺患者同盟岡山連合会事務所退去交渉（H22.4）について ⑫建物よりの撤去及び鍵引き渡し（H23.6.13） ⑬盗難被害状況見分への立会いと対応（H23.7.6） ⑭備前市からの貸貸契約条項の履行について （第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償） ・備前市から貸貸人としての管理責任の追及の有無は ⑮盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について

No.	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
4	吉村武司 氏	午後 1時04分 午後 2時48分	<p>①ウエストジャパン興業株式会社の元代表取締役として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)旧アルファビゼンの建物賃貸借契約書（連帯保証人） (2)旧アルファビゼンの共聴TVアンテナ維持管理への覚書（連帯保証人） (3)ウエストジャパン興業株式会社役員名簿（平成22年1月25日から平成23年6月） (4)勝英自動車教習所から株式会社備前まちづくりへ出向した従業員 (5)備前自動車教習所から株式会社備前まちづくりへ出向した従業員 (6)旧アルファビゼンの高圧受電変更契約書の内容（H20. 4. 1） (7)旧アルファビゼンの高圧受電廃止契約書の内容（H22. 2. 25） (8)旧アルファビゼンの低圧受電新規契約書の内容（H22. 3. 9） <p>②元株式会社備前まちづくり代表取締役として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)株式会社備前まちづくりの定款及び役員名簿 (2)株式会社備前まちづくりの従業員名簿並びに出勤簿及び賃金台帳 (3)旧アルファビゼンの建物賃貸借契約書 (4)事業内容及び事業実績のわかるもの (5)現場責任者について (6)初期設備投資内容及び設置事業者について (7)電気主任技術者又は電気関係協力事業者（高圧受電変更契約（H20. 4. 1）・契約廃止（H22. 2. 25）手続き実務者） (8)じん肺患者同盟岡山連合会事務所退去交渉（H22. 4）の目的について (9)事業廃業の理由について (10)設備撤去の作業について（実務責任者） (11)建物よりの撤去完了／鍵引き渡し（H23. 6. 13）鍵返還受領書 (12)盗難被害状況見分への立会と対応（H23. 7. 6）について (13)賃貸契約条項の履行について（第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償） <ul style="list-style-type: none"> ・備前市から賃貸人としての管理責任の追及の有無は ・賃貸人としての備前署へどのような捜査協力は行ったか (14)備前警察署からの事情聴取を受けた従業員はいるのか (15)平成26年11月25日に言い渡された住民訴訟の判決について

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
5	加々本昌和氏	午後 3時52分 午後 4時14分	①旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ②株式会社備前まちづくりに所属していたか ③手伝いに行ったことの有無について ・手伝いに行った場合は、派遣元の会社名（所属企業名）は ・手伝いに行った場合は、その期間 ④株式会社備前まちづくりの責任者は ⑤株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑥その業務の直接指示者は ⑦盗難事件発生後、備前警察署からの事情聴取の有無について

平成28年（2016年）11月24日（木）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
6	末石 一 氏	午後 2時27分 午後 2時48分	①旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ②株式会社備前まちづくりに所属していたか ③手伝いに行ったことの有無について ・手伝いに行った場合は、派遣元の会社名（所属企業名）は ・手伝いに行った場合は、その期間 ④株式会社備前まちづくりの責任者は ⑤株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑥その業務の直接指示者は ⑦盗難事件発生後、備前警察署からの事情聴取の有無
—	幡上義一 氏	—	①旧アルファビゼン1階での事業の内容について ②鍵の保管状況について ③事業の開始日と撤退日について ④設備投資の状況について ⑤事業撤退時の機材の搬出について ・搬出した物品 ・搬出に携わった者 ⑥事件発覚後（H23.7.6）の被害現場の立ち合いと職員の事情聴取について

平成28年（2016年）12月14日（水）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
7	増田敏夫 氏	午前 9時49分 午前10時43分	<p>①ウエストジャパン興業株式会社関連企業から、NPO法人片上まちづくりや株式会社備前まちづくりの事業に協力したことがあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力したことがあれば、その時期と期間について <p>②株式会社備前まちづくりの責任者について</p> <p>③株式会社備前まちづくりの職務について</p> <p>④株式会社備前まちづくりの電気主任技術者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧受電変更契約（平成20年4月1日）、高圧受電契約廃止（22年2月25日）、低圧受電新規手続き実務者について <p>⑤初期設備投資内容及び設置工事業者について</p> <p>⑥電気関係協力事業者について</p> <p>⑦設備撤去作業について</p> <p>⑧市の建物からの撤去通告（平成23年5月16日）から撤去完了（同年6月13日）までについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝英自動車学校から株式会社備前まちづくりへ出向した従業員は ・備前自動車備前教習所から株式会社備前まちづくりへ出向した従業員は <p>⑨鍵の引渡し（平成23年6月14日）について</p> <p>⑩盗難被害状況見分への立会いと対応について（平成23年7月6日）</p> <p>⑪立会者としての立場（吉村武司氏・幡上義一氏）</p> <p>⑫備前市からの賃貸契約条項の履行について</p> <ul style="list-style-type: none"> （第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償） ・備前市から賃貸人としての管理責任の追及の有無は <p>⑬盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について</p>

No.	氏 名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
8	木村勝幸 氏	午前10時57分 午前11時40分	①備前自動車学校備前教習所の職務内容と権限について ②ウエストジャパン興業株式会社の代表者について ③NPO法人片上まちづくりとの関わりについて ④旧アルファビゼンの片付けへの協力について <ul style="list-style-type: none"> ・旧アルファビゼンの責任者は ・出向者について（期間） ・作業指揮者は ・鍵の保管状況について ⑤株式会社備前まちづくり（植物工場）立上げへの協力について <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社備前まちづくり責任者は ・出向者について（期間） ・作業指揮者は ・鍵の取り扱いと保管状況について ⑥株式会社備前まちづくり（植物工場）設備撤去への協力について <ul style="list-style-type: none"> ・出向者について ・作業期間（平成23年5月16日通告から完了日まで）は ・作業指揮者は ・鍵の取り扱いと保管状況について ・電気主任技術者・電気関係協力事業者について ・設備撤去の状況について ・廃材の撤去先は
9	木村幸隆 氏	午後 1時37分 午後 2時50分	①旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ②株式会社備前まちづくりへ手伝いに行ったことの有無について <ul style="list-style-type: none"> ・手伝いに行った場合は、派遣元の会社名（所属企業名）は ・手伝いに行った場合は、その期間 ③株式会社備前まちづくりの責任者は ④株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑤その業務の直接指示者は ⑥盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について

平成29年（2017年）1月11日（水）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
10	本郷治雄 氏	午後 4時09分 午後 5時11分	①NPO法人片上まちづくりの理事であり、株式会社備前まちづくりの役員であるが、ウエストジャパン興業株式会社関連企業との雇用関係について ・雇用関係があれば、その時期と期間について ②株式会社備前まちづくり役員就任の経緯 ③NPO法人片上まちづくり代表理事故永井正人氏との連携について ④NPO法人片上まちづくりの事業内容と役割について ⑤旧アルファビゼンの鍵の管理について ⑥株式会社備前まちづくりの電気主任技術者について 高圧受電変更契約（平成20年4月1日）、高圧受電契約廃止（22年2月25日）、低圧受電新規手続き実務者について ⑦旧アルファビゼン施設内備品の処理・搬出について ⑧株式会社備前まちづくりへの転貸借契約後の鍵の管理について ⑨NPO法人片上まちづくり賃貸借契約解除申し入れ（平成23年3月29日）について ⑩じん肺患者同盟岡山連合会事務所退去（平成22年4月）交渉について ⑪建物よりの撤去及び鍵の引き渡し（平成23年6月13日）について ⑫盗難被害状況見分への立会いと対応について（平成23年7月6日） ⑬建物賃貸借契約の履行（第11条管理責任・第21条第2項損害賠償）について ・備前市から管理責任の追及の有無はあったのか ⑭盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について

平成29年（2017年）2月24日（金）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
一	幡上義一 氏	—	<p>①株式会社備前まちづくりの工場長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務期間は ・所属企業（賃金負担企業）について ・職務内容と権限について ・鍵の保管状況について <p>②株式会社備前まちづくり（植物工場）設備設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備前まちづくり（植物工場）の責任者は ・設置作業への参加者（出向元企業）の氏名とその期間について ・備前自動車備前教習所よりの派遣従業員は ・勝英自動車学校よりの派遣従業員は ・電気関係技術者または電気関係協力事業者について ・作業指揮者は ・鍵の取り扱いと保管状況について <p>③株式会社備前まちづくりの事業実績及び製品の処理について</p> <p>④従業員名簿、出勤簿について</p> <p>⑤株式会社備前まちづくりの電気主任技術者について</p> <p>高圧受電変更契約（平成20年4月1日）、高圧受電契約廃止（22年2月25日）、低圧受電新規手続き実務者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階への単独配線時期について ・共聴テレビアンテナ異常（平成22年9月25日）の対応について ・じん肺患者同盟岡山連合会事務所退去交渉（平成22年4月）について <p>⑥設備撤去作業協力指示（ウエストジャパン興業株式会社）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備前自動車備前教習所よりの派遣従業員は ・勝英自動車学校よりの派遣従業員は ・設備装置への電気関係協力事業者は <p>⑦設備撤去作業期間（平成23年5月16日通告から完了日まで）は</p> <p>⑧設備撤去作業協力指示について （ウエストジャパン興業株式会社、備前自動車備前教習所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業指揮者は ・備前自動車備前教習所よりの派遣従業員は ・勝英自動車学校よりの派遣従業員は ・その従事者名簿、出勤簿及び賃金支払いについて <p>⑨初期設備内容及び設置工事業者について</p> <p>⑩設備撤去について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃材の撤去先について <p>⑪建物よりの撤去及び鍵の引き渡し（平成23年6月13日）について</p>

			⑫盗難被害状況の立会及び備前市職員の聞き取り調査への対応（平成23年7月6日） ・立会人／吉村武司氏・幡上義一氏・増田敏夫氏 ・証言内容について ・備前市からの報告は（問い合わせの第一報は） ・吉村武司社長への報告は ⑬備前市からの賃貸契約条項の履行について （第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償） ・備前市から賃貸人としての管理責任の追及の有無は ⑭盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について ⑮看板への異議申し立てについて
--	--	--	---

平成29年（2017年）4月14日（金）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
一	幡上義一 氏	—	平成29年2月24日に同じ
11	中島和久 氏	午後 1時38分 午後 4時34分	①損害賠償を見送る判断について ②盗難発覚時の現場確認について ③公有財産規則第26条に基づく原形変更等に関する申請書について ④公有財産規則第28条に基づく公有財産滅失（損傷）報告書について ⑤公有財産規則第6条に基づく公有財産取扱員について ⑥文書取扱規程第7条に基づく文書取扱主任について

平成29年（2017年）5月22日（月）

No.	氏名	開始時間 終了時間	証言を求めた事項
一	幡上義一 氏	—	平成29年2月24日に同じ

② 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

平成28年（2016年）10月11日（火）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
1	稲垣聡崇 氏	午前 9時36分 午前10時29分	①時効の考え方について ②被害届の内容について ③現場の公開に対する見解について ④被害届と告訴の違いについて ⑤被害額による捜査体制について

平成28年（2016年）10月28日（金）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
2	川平昌彦 氏	午後 1時35分 午後 3時13分	①施設撤去の確認について ②NPO法人片上まちづくり明渡完了時 （H23.6.14/清算人）の対応について ・賃貸借契約完了と鍵の引き渡し状況 ③盗難事件発覚時の対応について ・被害の第一発見者について ・被害状況の確認について ・被害届（H23.10.4）提出までの一連の事務処理 ④賃借人（NPO法人片上まちづくり・株式会社備前ま ちづくり）からの聞取調査の内容について （H23.7.6） ⑤建物賃貸借契約（第11条/管理責任・第21条第2項/ 損害賠償）への対応 ・弁護士との協議について ・担当者と弁護士の意見について ⑥（財）中国電気保安協会岡山支部に依頼した被害状況 調査内容（H23.7.12）について ⑦備前警察署への被害届（H23-備前-120072）の内容に ついて ・被害額の根拠について ⑧テレビ共聴アンテナ異常時の対応について （平成22年9月25日午後10時頃から27日午後7時30分） ・緊急修理（デジタル化工事ではない）の発注者及び 請負業者 ・修理費及び支払先 ・原因調査のために旧アルファビゼン内に入ったか ・NPO法人片上まちづくり、株式会社備前ま ちづくりの立会があったか

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
一	野上計行 氏	—	<p>①NPO法人片上まちづくりへの賃貸契約内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士との協議について ・第11条／管理責任について ・第21条第2項／損害賠償について ・第22条／建物取壊し特約について <p>②建物賃貸借契約締結の事務責任者として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任を問わなかったことへの見解について ・旧アルファビゼンを解体しないという決定への見解について ・建物賃貸借契約書（第22条／建物取壊し特約）の弁護士との協議について <p>③NPO法人片上まちづくりとの賃貸契約と寄附金の返還について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧アルファビゼン購入と、5,550万円の寄附金の関連について ・5,550万円の寄附金返還請求について ・寄附金返還申請の違いについて（平成18年5月26日・平成20年12月22日） ・寄附金返還交渉の内容について ・担当者（市側及び相手側）について

平成28年（2016年）11月 2日（水）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
3	桐山宗義 氏	午前 9時37分 午前10時29分	<p>①住民監査請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民監査請求書の動機と目的 ・監査結果・意見書についての所感 <p>②違法な財産管理確認住民訴訟について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告訴状で訴えたかったこと ・判決についての所感
4	永井丈士 氏	午前10時48分 午前11時38分	<p>①旧アルファビゼン盗難事件に関する立看板について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板設置の意義と目的について ・掲載事項の真偽について ・立看板の設置予定期間について <p>②情報提供呼び掛けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供者の有無 ・百条委員会への情報提供の可否 <p>③監査請求（H27. 10. 26）及び住民訴訟（H28. 4. 22）について</p> <p>④故永井正人氏（元NPO法人片上まちづくり代表）について</p>

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
一	吉村武司 氏	—	<p>①ウエストジャパン興業株式会社の元代表取締役として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧アルファビゼンの建物賃貸借契約書（連帯人）について ・旧アルファビゼンのテレビ共聴施設についての覚書（連帯保証人）について ・ウエストジャパン興業株式会社役員名簿について（H22年1月25日からH23年6月） ・勝英自動車学校から株式会社備前まちづくりへ出向した従業員について ・備前自動車教習所から株式会社備前まちづくりへ出向した従業員について ・旧アルファビゼンの高圧受電変更契約書（H20. 4. 1）の内容について ・旧アルファビゼンの高圧受電廃止契約書（H22. 2. 25）の内容について ・旧アルファビゼンの低圧受電新規契約書（H22. 3. 9）の内容について <p>②元株式会社備前まちづくり代表取締役として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社備前まちづくりの定款及び役員名簿について ・株式会社備前まちづくりの従業員名簿並びに出勤簿及び賃金台帳について ・旧アルファビゼンの建物転貸借契約書について ・事業内容及び事業実績について ・現場責任者について ・初期設備投資内容及び設置事業者について ・電気主任技術者又は電気関係協力事業者について（高圧受電変更契約（H20. 4. 1）・契約廃止（H22. 2. 25）手続き実務者） ・じん肺患者同盟岡山県連合会事務所退去交渉（H22. 4）の目的について ・事業廃業の理由について ・設備撤去の作業について（実務責任者） ・建物よりの撤去完了／鍵引き渡し（H23. 6. 13）鍵返還受領書について ・盗難被害状況見分への立会と対応（H23. 7. 6）について ・建物賃貸借契約条項の履行について（第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償） ・備前市から賃貸人としての責任追及について ・賃借人として備前警察署への捜査協力や事情聴取は行われたか

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
—	石井辰彦 氏	—	①建物賃貸借契約書について （第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償・第22条／建物取壊し特約） ②旧アルファビゼン盗難事件発覚時の対応について ・被害届について（H23. 10. 4） ・被害額の算出について ・被害届と告訴の違いについて ③建物を解体しないと決定した際（平成23年4月19日庁議）の対応について ・建物賃貸借契約書（第22条／建物取壊し特約）への対応について ・備前市からの協議の有無について ④旧アルファビゼン盗難事件の刑事事件の時効について ・建物賃貸借契約書への対応について （第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償）

平成28年（2016年）11月14日（水）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
5	濱山一泰 氏	午後 3時02分 午後 3時42分	①施設撤去の確認について ②NPO法人片上まちづくり明渡完了時（H23. 6. 14／清算人）の対応について ・賃貸借契約完了と鍵の引き渡し状況 ③盗難事件発覚時の対応について ・被害の第一発見者について ・被害状況の確認について ・被害届（H23. 10. 4）提出までの一連の事務処理 ④賃借人（NPO法人片上まちづくり・株式会社備前まちづくり）からの聞き取り調査の内容について（H23. 7. 6） ⑤建物賃貸借契約（第11条／管理責任・第21条第2項／損害賠償）への対応 ・弁護士との協議について ・担当者と弁護士の意見について ⑥（財）中国電気保安協会岡山支部に依頼した被害状況調査内容（H23. 7. 12）について ⑦備前警察署への被害届（H23-備前-120072）の内容について ・被害額の根拠について
6	高橋昌弘 氏	午後 4時41分 午後 5時01分	①盗難事件を知った時期について ②被害現場の確認について

平成28年（2016年）11月24日（金）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
7	野上計行 氏	午後 1時05分 午後 1時50分	①NPO法人片上まちづくりへの賃貸契約内容について <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士との協議について ・第11条／管理責任について ・第21条第2項／損害賠償について ・第22条／建物取壊し特約について ②建物賃貸借契約締結の事務責任者として <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任を問わなかったことへの見解について ・旧アルファビゼンを解体しないという決定への見解について ・建物賃貸借契約書（第22条／建物取壊し特約）の弁護士との協議について ③NPO法人片上まちづくりとの賃貸契約と寄附金の返還について <ul style="list-style-type: none"> ・旧アルファビゼン購入と、5,550万円の寄附金の関連について ・5,550万円の寄附金返還請求について ・寄附金返還申請の違いについて（平成18年5月26日・平成20年12月22日） ・寄附金返還交渉の内容について ・担当者（市側及び相手側）について

平成29年（2017年）1月11日（水）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
8	北条 久 氏	午前11時07分 午前11時28分	①旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ②株式会社備前まちづくりへ手伝いに行ったことの有無について <ul style="list-style-type: none"> ・手伝いに行った場合は、派遣元の会社名（所属企業名）は ・手伝いに行った場合は、その期間 ③株式会社備前まちづくりの責任者は ④株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑤その業務の直接指示者は ⑥盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
9	清水道起 氏	午後 1時28分 午後 1時50分	①旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ②株式会社備前まちづくりへ手伝いに行ったことの有無について ・手伝いに行った場合は、派遣元の会社名（所属企業名）は ・手伝いに行った場合は、その期間 ③株式会社備前まちづくりの責任者は ④株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑤その業務の直接指示者は ⑥盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について
10	宮本数敏 氏	午後 1時54分 午後 2時20分	①ウエストジャパン興業株式会社の社員であるか ②旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ③株式会社備前まちづくりへ手伝いに行ったことの有無について ・手伝いに行った場合は、その期間 ④株式会社備前まちづくりの責任者は ⑤株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑥その業務の直接指示者は ⑦盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について
11	中島和久 氏	午後 2時27分 午後 3時14分	①鍵の管理について ・貸出と返却の本数 ・スペアキーの作製について
12	竹林幸一 氏	午後 3時20分 午後 3時55分	①事件発覚時の対応について ②借受人への対応について
—	石野裕正 氏	—	①旧アルファビゼン内で働いたことの有無について ②株式会社備前まちづくりへ手伝いに行ったことの有無について ・手伝いに行った場合は、派遣元の会社名（所属企業名）は ・手伝いに行った場合は、その期間 ③株式会社備前まちづくりの責任者は ④株式会社備前まちづくりでの業務内容は ⑤その業務の直接指示者は ⑥盗難事件後、備前警察署からの事情聴取の有無について

平成29年（2017年） 2月24日（金）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
一	石野裕正 氏	—	平成29年1月11日に同じ

平成29年（2017年） 10月10日（火）

No.	氏名	開始時間 終了時間	意見を求めた事項
13	塚元年弘 氏	午前 9時35分 午前10時29分	旧アルファビゼン盗難事件に関する立看板設置について ・協力の背景について 情報提供について 故永井正人氏（NPO法人まちづくり代表）より得た 情報について

③ 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

平成28年（2016年） 10月11日（火）

No.	氏名・役職	開始時間 終了時間	説明を求めた事項
1	佐藤総合政策部長 尾野田庁舎建設担当官	午後 1時29分 午後 2時14分	平成28年9月26日付、旧アルファビゼン盗難 事件調査特別委員会の実地調査について

平成29年（2017年） 2月24日（金）

No.	氏名・役職	開始時間 終了時間	説明を求めた事項
2	佐藤総合政策部長 平田施設建設・再編課長	午後 4時09分 午後 5時11分	旧アルファビゼン盗難被害額の算定につい て

平成29年（2017年） 5月22日（月）

No.	氏名・役職	開始時間 終了時間	説明を求めた事項
3	尾野田契約管財課長 平田施設建設・再編課長	午前10時21分 午前11時01分	①施設の維持管理に関する事項 ②被害の状況に関する事項

平成30年（2018年） 3月15日（木）

No.	氏名・役職	開始時間 終了時間	説明を求めた事項
4	平田施設建設・再編課長	午後 1時30分 午後 2時12分	①施設の維持管理に関する事項 ②被害の状況に関する事項

6 記録、資料の提出

① 提出を求めた記録

(1) 地方自治法第100条第1項の規定によるもの
平成28年（2016年）

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
1	備前市長	9月 7日	①次の内容がわかるもの ・被害状況の調査 ・賃貸借契約書 ・転貸借契約書 ・契約書に基づく建物返還完了届 ・建物返還時の立会人（市・相手側） ・盗難被害の現場立会人（市・相手側） ・盗難被害物件の明細 ・盗難被害額の算定根拠 ・被害届 ②平成26年4月2日住民訴訟の内容及び判決のうち市が保有する書類	9月14日
2	備前市代表 監査委員	9月 7日	平成26年1月9日住民監査請求の内容、調査資料及び監査結果	9月14日
3	中国電力株式会社岡山 東営業所長	9月28日	①高圧受電変更契約書（H20. 4. 1） ②高圧受電廃止契約書（H22. 2. 25） ③低圧受電新規契約書（H22. 3. 9） ④旧アルファビゼン1階の単独配線日のわかる記録 ⑤NPO法人片上まちづくり電気主任技術者届 ⑥①から③の契約手続き実務者のわかる書類	10月 5日
4	一般財団法人中国電気 保安協会 岡山東営業 所長	9月28日	次の内容がわかるもの ①旧アルファビゼンの電気保安点検管理委託契約書（H20. 4. 1） ②施設内配線の点検結果報告書（最終） ③被害調査報告 ④想定される被害額	10月 5日
5	ウエストジャパン興行 株式会社 代表取締役	9月28日	①ウエストジャパン興業株式会社定款 ②ウエストジャパン興業株式会社役員名簿 （平成22年6月から平成23年6月） ③ウエストジャパン興業株式会社役員名簿 （平成28年9月27日現在） ④勝英自動車教習所及び備前自動車備前・岡山教習所のうち旧アルファビゼンにおける事業に関与した（撤退を含む）従業員名簿 （平成22年6月から平成23年6月）	10月11日

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
6	元株式会社 備前まちづ くり代表取 締役	9月28日	①元株式会社備前まちづくり定款及び役員名簿 (解散当時) ②元株式会社備前まちづくり従業員名簿(解散当 時) ③初期設備投資実績及び事業実績のわかるもの ④電気主任技術者名簿(平成22年6月から平成23年 6月) ⑤鍵の保管状況のわかるもの	10月11日
7	備前市長	9月28日	①森山純一元備前市副市長が本件に関して引き継 いだ事務文書 ②平成28年9月26日付、旧アルファビゼン盗難事件 調査特別委員会の現地調査について(回答)の 起案文書	10月11日

(2) 地方自治法第100条第10項の規定によるもの
平成28年(2016年)

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
1	じん肺患者 同盟 岡山県連合 会長	9月28日	次の内容がわかるもの ①旧アルファビゼンへの入居開始日、退去日 ②旧アルファビゼンへの入居契約の相手方 賃借料及び光熱水費の支払先と最終支払時期 ③鍵の保管状況 ④旧アルファビゼンからの退去指示者	10月6日
2	金平鉄鋼株 式会社 代表取締役 社長	10月13日	株式会社備前まちづくりが旧アルファビゼンから 撤退した前後、貴社が請け負った業務がある場 合、以下の内容がわかる記録 ①受入れ廃材 ②廃材有価物の出入の記録 ・有価物(銅線) ・出入の記録簿(平成22年4月～平成24年3月31 日) ③電線の皮むき作業 ・日生資材置場への被覆電線の搬入実績の有無 ・日生資材置場作業員名簿(H23.4.1～H 24.3.31)	10月17日

② 提出を求めた資料

平成29年（2017年）

No.	請求先	請求日	提出を求めた資料	提出日
1	備前市長	3月29日	①旧アルファビゼンに関する資料 ・ 公有財産台帳（公有財産規則第16条関係） ・ 普通財産借受申請書（公有財産規則第24条関係） ・ 普通財産貸付簿（公有財産規則第24条関係） ②旧アルファビゼンの管理に関する記録・資料 ※財産取得後の記録・資料で、既に提出済みのものを除く ③盗難事件に係る市長の事務引継に関する資料	4月10日
2	備前市長	5月 1日	返却された鍵一式	5月22日

7 委員の派遣

平成28年（2016年）

No.	日時	派遣先	調査事項	派遣委員
1	9月27日 委員会休憩中	旧アルファビゼン	①施設の維持管理に関する事項 ②被害の状況に関する事項	全委員

平成29年（2017年）

No.	日時	派遣先	調査事項	派遣委員
2	6月5日 第3回定例会 （初日）散会后	証人の自宅	出頭できない理由の確認	正副委員長

8 調査の結果

① 施設の維持管理に関する事項

(1) 賃借人について

ア NPO法人片上まちづくりの設立について

アルファビゼンが閉店することになった平成14年に片上地区自治会連合協議会長との協議により備前商工会議所内に片上まちづくり委員会を設置。その後、同委員会を発展的に解消して、NPO法人に切りかえた。

イ NPO法人片上まちづくりの事業内容について

NPO法人片上まちづくりは、旧アルファビゼンの再開が命題であり、新たなテナントが決まるまでの数年間、地域で気持ちを緩めないように毎年いろんな地域イベントをして地域住民の気持ちを引きつけていた。またいろんな面でキーテナントとなる方々と交渉した。

ウ 賃貸借契約締結により発生する費用の捻出について

NPO法人片上まちづくりは、立ち上げた段階で早急に新たな商業キーテナントを見つけようと奔走しており、そう時間のかかることではないと理解していた。また、そのころは非常に景気がよくNPO法人片上まちづくりの役員と協力者の中にも少しぐらいの資金なら出そうという者もいた。地域住民に呼びかけると何百万円と協力がもらえた時期もあったので、早急にビルのキーテナントが見つかると考えていた。

エ 旧アルファビゼンの鍵の管理について

NPO法人片上まちづくりは、片上商店街にある現在のかたかみ夢袋へ事務所を設けていた。事務所は、新屋敷町内の個人の方にお借りしていた。建物に入ると左側手前に約10種類ほどの鍵の収まる鍵ボックスを設けていた。関係者が常時使う場合にはそのボックスから鍵を持って出入りできる仕組みだった。

鍵はメーンの玄関口、裏口等数個あったが、主には表玄関口の鍵を使っていた。建物内にも鍵であけなければならない部分があったため、そういったものが一組あった。

鍵の管理簿は存在せず、マスターキーは代表理事が持っていた。

オ 旧アルファビゼンの施設内の備品の処理や搬出について

NPO法人片上まちづくりが旧アルファビゼンを借りたのは、ビルが閉鎖してから数年たった。いろんな物品が散乱していて、到底すぐに使える状態ではなかった。新たなテナントのためにも、まず館内をきれいにするために地域住民（恐らく四、五十人）が粗大ごみを処分するなどして、何か月間もかけてきれいにした。特に食堂だった4階は什器備品が非常に散乱しており、持ち出しもしにくく汚いところを休みごとに住民の協力を得てきれいにした。

事務机1本、ロッカー1本といった程度の使える備品は、NPO法人片上まちづくりの事務所で使用した。関係者と協議の上で中古物品はほとんど廃棄した。ただ、協議の上で使えそうなロッカーを参加者が持ち帰ったことはあるが、業者に売却したというようなことは全くなかった。

備前市役所には備品台帳が一切なく、備品の搬出や処分の際の立ち会いについては、市役所商工関係の窓口だったが、主な備品は事務所の備品だけで、1階、2階、3階は、散逸して使えるような備品はなく、それを全部解体処分するのに非常に大きな労力が必要だった。

カ NPO法人片上まちづくり撤退の経緯

ある時期には協賛金として二、三百万円が通帳にあったが、賃貸借契約後、電気関係の保安費用等諸費用が必要となり、借り入れをしたこともある。収支が年々悪化し、最終的には解散となった。

キ 株式会社備前まちづくりへの転貸借の契約後の鍵の管理について

借りた当初はメーンの入り口、裏口も鍵を1つ借りていたが、その後株式会社備前まちづくりが植物工場の業務を始めたので返却した。

(2) 賃貸借・転貸借契約について

ア 契約書の作成について

市所有の旧アルファビゼンの賃貸借契約を行う際、事前に弁護士と担当部署が協議、相談した。

イ 特約事項について

取り壊し費用に充てるべき経費を毎年1,000万円ずつ積み立てるという特約事項については、市の弁護士と相談したときも取り壊し費用は備前市が負担すべきもので、それを賃借人に負担させるというのは問題があるのではないかという指摘はあったが、もともとNPO法人片上まちづくりから取り壊し費用に充てる経費を積み立てるからぜひ貸していただきたいという提案があったように思うので、問題があるのかもしれないが、契約には特約条項として盛り込んだが、契約が無効であるかどうかというところまでを弁護士に確認したかどうかまでの記憶もない。

ウ 連帯保証人について

ウエストジャパン興業株式会社が賃貸借契約の連帯保証人となったのは、市役所とNPO法人片上まちづくりの幹部が、建物の賃貸借契約書について打ち合わせをしている際に契約を成立させるため、連帯保証人になるよう頼まれたため。

旧アルファビゼンの共聴テレビアンテナ維持管理の覚書についても、建物賃貸借契約と同様に連帯保証人になってほしいと市幹部からの要請があった。

エ 株式会社備前まちづくりの事業内容について

事業内容は定款に規定されているが、具体的にはお年寄りのたまり場、憩いの場としてフードセンターやゲートボール、フィットネスや子供の砂場、それから浮世絵を中心とした美術館、いわゆるお年寄りが団らんでできるような憩いの場所、子供の集まる場所を目指しており、水耕栽培、植物工場というのはメーンではなかった。

オ 転貸借後について

旧アルファビゼンを退去した店舗の什器備品は、地元片上の人等と一緒に株式会社備前まちづくりの者もボランティアで応援をした。

従業員を雇用して事業を開始する前に備前市から退去の指示があったので、株式会

社備前まちづくりの従業員名簿、出勤簿及び賃金台帳等はなく、賃金も払っていない。

市議会産業委員会が、野菜工場を見学した際に現地で説明した責任者は、契約社員として採用していた者だった。

ボランティアとして設営に努力していたときにすぐに撤退するよう指示があり、たまたま置き場所があったためとりあえず職員が運んで撤退した。重立った置き場所は、旧中村窯業跡だった。

賃貸人はNPO法人片上まちづくりであり、賃貸借契約書の第11条、賃借人の管理責任、あるいは第21条第2項、損害賠償の規定等に関して備前市から管理責任の追及は一切なかった。

(3) 館内での作業について

主な作業は、周りがコンクリートになるように壁材を全て撤去した。天井より上はやっていない。1階については蛍光灯等も全部外して撤去した。床が汚れているので、電気ウオッシャーで掃除をした。

作業内容は、閉鎖した当時の陳列棚や商品棚などがそのまま残されていたので、それらの処分、取り壊した壁等の片づけ、また、かなり汚れていたため清掃作業などを行い、きれいに片づけた後は、まちおこしのために年配者から子供たちが集えるような場所づくりということで、キッズコーナーで砂場をつくったり、漫画本を置いたり、スケートリンク、植物工場で簡単な食事等ができるようなものをつくっていた。

電気配線等の工事は、基本的に業者（岡山市の株式会社ミズシマ）に依頼して電源を確保してもらい、植物工場にLED照明をつけて植物を育てた。水耕栽培で水を回すためのポンプの設置等をした。

スケートリンク場の材質はよくわからないが、プラスチックのようなもので、氷を使うものではなく、1階に設置してあった。漫画を楽しめるスペースも1階だった。

野菜工場等で専用の電気配線を撤去するときには、受電設備のところで電線を外さなければならないが、また使うかもしれないので取り外した。

旧アルファビゼンのマスターキーを持っていたのは2人だった。

最初の片づけのときに不燃物、埋め立てるものに関しては、備前市の処分場に持っていった。それ以外のものは、全て業者が持ち帰った。

ごみに関しては、業者が毎朝ビルの前にごみボックスを持ってきて、埋め立てに持っていく際は、会社の4トンダンプを使って運んだ。

水耕栽培をやっているときに、玄関等々は一切あいてない。中の溶液が薄くなったらたまに行ってその液を足すぐらいで、刈るとき、種を埋めるとき以外は行っておらず、ほぼ閉っていた。水耕栽培は、もともとお金を得るためというよりも、食べられる状況にはなっていたが、衛生面的を考えると、余り他人に渡せるような状況ではなかった。実際に会社の調理できるところに持って行って調理したことはあった。その際は、普通に袋に詰めて手で持って自家用車に乗せていた。

野菜工場は、従来のアルファビゼンの電線経路ではなく、北側の電柱のボックスから電線を引っ張って、内部にブレーカーをつくって送っていた。

撤収作業は1週間もかかっていない。

ボランティアの指示は備前自動車学校備前教習所のシーズンオフの勤務時間内であった。実際に職員がボランティアで勤務時間内に行った際の勤務日報的なものはあったが、勤務したものの書類の保存期間は公安委員会で指定されており、派遣に係る勤務表の類いは残っていない。

(4) 旧アルファビゼンを解体しないと決定したことについて

旧アルファビゼンの返却を受けた後、平成23年4月19日の庁議において、建物を解体しないと決定に至った経過は、当時の市長の考えとして、せっかく耐震性も有した建物を解体するのはもったいないということと取り壊すとすれば莫大な費用が必要ということがあった。市長は、旧アルファビゼンはワンフロア約4,000㎡、1階から4階までで1.6haの土地があると考えればこれをぜひとも企業誘致に活用したいという考えを持っていたことから、再利用の公募となった。

(5) 施設撤去時の確認について

市商工観光課企業誘致係長と担当者で確認した。平成23年6月13日に建物の返却、施設の撤去を確認するため、建物に入ったとき、若干水道関係の設備が残っていたので、それらを撤去するように依頼し、その際にも荷物が残っていないか各フロアの確認をした。そのときは、株式会社備前まちづくりの立ち合いのもと鍵をあけてもらった。

撤去の確認の際、電気はついていなかった。旧アルファビゼンに関しては、必ず懐中電灯を持参していた。全フロアを確認したが、受電設備関係は見えていない。

6月14日にNPO法人片上まちづくりから全て撤去したとの報告があり、一般質問での指摘の後15日ぐらいに確認に行った。

6月14日、NPO法人の関係者が、完全撤去をしたと市役所に鍵を返却に来た。貸し出していたマスターキーは2本だった。

(6) 事件発覚時の対応について

平成23年6月定例会の一般質問で事件を知り、市役所の職員が確認に行った。

盗難被害の第1発見者は、市商工観光課企業誘致係長と担当者の職員2名で、商工観光課長に報告した。

フロアを下から上までわかる範囲で写真を撮った。

平成23年6月13日に株式会社備前まちづくりから撤去完了報告を受け、現場を確認したところ、完了していなかったため、翌14日に再確認したが、電気系統の配線については確認していない。

事件発覚後、警察へ通報する（日時は不明）が、概算の被害額を求められ、10月4日の被害届となった。

警察に行く前の7月6日、NPO法人片上まちづくりと株式会社備前まちづくりに現地確認のため立会いを求めた。その間警察への相談は行った。

NPO法人片上まちづくり、株式会社備前まちづくりへは市役所の担当者がすぐ連絡を入れていたが、調整日程等の関係で立会いが7月6日になった。

NPO法人片上まちづくり1名、株式会社備前まちづくり3名と立ち合いをした。その際、市役所の歴代担当者も一緒に現場の確認をした。

事件発覚後に、執行部としてどのような対応をすべきか協議した結果、まず、賃貸している相手方の代表者に確認し、市内のスクラップ業者への問い合わせをした。問い合わせた業者は知らないということだった。

(7) 警察署の対応について

対応に当たったのは備前警察署鑑識係で、被害届を出す前だったが、多くの警察署員、鑑識がほぼ全フロアの指紋、足跡等の写真を撮ったり、現場検証を行った。市役所も備前署の要請により出頭して当時の様子を話した。

また、被害届を出した後、備前署の鑑識係が施設内を再度調査した。

10月4日に被害届を提出するまで現場検証はなかったという発言もあった。

市役所内には旧アルファビゼンにかかわる盗難事件に関連する記録は、幾らか残しているが、時系列的な詳細なものは残っていない。

被害届は商工観光課長と商工観光課企業誘致係長が提出した。

(8) 被害額の算定について

再建築価格の算定には予算と時間がかかるため、中国電気保安協会にお願いしてスクラップ単価による積算で警察の捜査を優先した。

(9) 管理責任について

管理責任を追及しなかった理由は、盗難発覚後、現場責任者立ち合いのもとに原因を確認した際に、借り受け側の担当者からわからない、知らないという回答だったため、警察の捜査に委ねるしかないと判断した。

(10) 貸し出した鍵について

マスターキーは平成20年4月1日にNPO法人片上まちづくりへ2本を貸し出している。

2本は市役所内にあつて、8本のマスターキーが返ってきており、確認したところ現在は全部で10本あった。出入りの業者の方に合鍵をつくって渡していたようだ。

平成29年5月22日の委員会において全部で11本（マスターキー5本と2つの鍵の3セット）の鍵を確認した。

(11) 管理上の諸手続きと文書管理について

公有財産規則第26条に基づく原形変更等に関する申請書は提出されていない。今考えれば野菜工場設置の際には申請書が必要だった。また、公有財産規則第28条に基づく公有財産滅失（損傷）は、写真を添えて口頭で報告していたが、やはり文書で報告すべきだったと担当者が述べている。

もともとそういった文書の提出を求めているのかどうかは特定できなかったが、公有財産に関する文書の管理という部分においては適切さを欠いていた。

文書の処理は確かになされていないが、当時それぞれ担当が現地の確認をしている。原形変更についても、盗難事件による公有財産の滅失についても速やかに当時の担当が現地確認をして、内部で報告もされているので、執行部としてそうした事実があつ

たことは把握している。

(12) 旧アルファビゼンの担当部署について

購入時の平成17年3月は活性化対策室が所管し、平成18年4月に当室が廃止され、商工観光課に引き継がれる。その後、平成25年10月からまちづくり課、平成26年4月からまち営業課、平成27年7月から契約管財課、平成28年10月からは施設建設・再編課に引き継がれている。

所属替えの際は、盗難事件も含めてそれまでの経緯についての説明を受けており、書類と鍵を引き継いでいる。

平成28年10月の機構改革において、施設建設・再編課が新設され、旧アルファビゼンの引き継ぎを受けているが、契約管財課長が施設建設・再編課参事を兼務しており、契約管財課財産管理係長と係員2名も施設建設・再編課課員を兼務する形になっているため、この2課は同一部門として機能する体制になっている。旧アルファビゼンに関しても、通常のような引き継ぎは行われず、そのまま契約管財課長以下で事務は継続されていた。

公有財産規則により公有財産取扱員を定めることになっており、取扱員は契約管財課に報告することとなっているが、報告書の保管年限が3年ということもあり、平成25年以前のもの確認できなかった。

平成29年には、1階の屋外との出入り口扉10カ所のうち玄関と開き戸6カ所の計7カ所について鍵を交換した。残る3カ所のガラス戸については、老朽化で建てつけが悪くなっているため、鍵を交換しようとするれば扉全体の更新または調整が必要となり費用がかさむため、鍵穴を潰してはめ殺し戸としたとの報告を受けた。

また、同様の事象に対応すべき手順はマニュアル化されていないが、今後作成を検討したいとの報告を受けた。

② 被害の状況に関する事項

(1) 1回目の調査結果について

平成29年5月22日の委員会において、次のとおり損害賠償額の算定の業務についての報告を受けている。

損害賠償額算定業務は、3月末に完了した。内容は、現地調査をもとに図面を作成し、復旧額を算定した内訳書の提出を受けたもの。

この内訳書によると、復旧額の合計が1億5,987万771円となっている。

機器類などは老朽化もあることから機器類の全ての機能を回復するというものではなく、あくまで盗難前の状態に復旧をするための費用という考え方で算出している。また、この金額がそのまま賠償額になるというのではなく、仮に犯人が特定され、裁判となったようなケースでは、見積額が妥当かどうかを厳重に審査されることになると思われるが、積算に当たっては材料や機械類は全て新品単価で算出をしており、建設から犯行時までには年数が経過をしているということを考えれば残存価値相当分に減額される可能性が高いのではないかと。次に、市が発注する公共工事の基準で積算はしており、市場の実勢価格とは必

ずしも一致しないということ。また労務単価、資材単価及び経費算出の基準等は現在の単価及び基準を使用しているが、そうした単価等の適用時期をいつの時点で考えるかで金額が変わってくるということ。調査のやり方あるいは考え方で業者によって幾分違いが出ることも考えられることなどによって金額が違って来る可能性がある。

さらに、この金額が建物の時価額を上回るような結果になると建物の時価相当額しか認められない可能性があることから、そのまま賠償額にはならないという可能性が高く、また仮に犯人が捕らえられたとして支払い能力がどこまであるかといったような問題もあり、実際に市の損害がどこまで回復できるのかという課題がある。ちなみに積算に当たっては弁護士に相談して、いろいろな考え方を御指導いただきながら算出したという経緯がある。また、算定後、備前署へも協議に行っているが、もう少し精度を高める必要があることから、別の業者による見積もりを実施することとした。

(2) 2回目の調査結果について

平成30年3月15日の委員会において、2回目の賠償額算定結果は、7,348万7,390円となったことが報告された。

新築する場合と違い、盗難現場の機能回復という特殊な条件下における難易度の高い業務で、かつ施設の老朽化等別の要因も絡むことで複雑になっており、専門家であっても考え方に違いが出るのが分かる結果であると分析された。

さらに、再々調査の必要性について議会の意見を求められたが、委員会では、損害賠償の見通しが立たない限り、さらなる調査は見送るべきとの意見が採用された。

③ 事件解決後の対応に関する事項

(1) 公訴時効について

窃盗事件の公訴時効は7年間となっており、その起算は、窃盗の犯罪行為が終了したときから7年を経過することにより公訴時効が完成することとなる。

本件についての具体的な窃盗行為の時期は、いまだ特定されておらず、今のところ平成22年1月25日から平成23年6月15日までの間という限度において特定されるにどまっている。

仮に、平成22年1月25日に犯罪が行われたと判明すればその前日、平成29年1月24日の午後23時59分、いわゆる平成29年1月25日0時00分に時効が成立することとなる。また、今後の捜査によっても具体的な時期が特定されない場合は、期間のうち最も遅い時間、つまり平成23年6月15日から7年を経過する日に至るまで公訴時効が完成していない可能性があることとなる。（備前市からの届け出内容に基づいた時効の起算日による）

(2) 罪状について

建物を壊すだけの目的で犯行が行われたという状況が認められれば、器物損壊罪で受けることとなるが、通常、窃盗の目的で物が壊されるということになれば窃盗罪で問議するというのが通例であり、あくまでも備前市から被害の届け出によるものである。

9 調査経費等

① 議決した経費

年 度	調査経費
平成28年度	700,000円以内
平成29年度	500,000円以内

② 調査に要した経費

※ 概算額

経費の内訳	平成28年度	平成29年度
費用弁償	106,480円	6,670円
郵送料	15,032円	※ 866円
委員会記録作成委託料	398,250円	※ 56,160円
合 計	519,762円	※ 63,696円

なお、調査経費については、議会費の補正予算を計上せず、当初予算の枠内で、常任委員会視察を中止（平成28年度）するなどして確保した。

③ 調査に要した時間等

年 度	時 間
平成28年度	24時間58分（19回／会期中10回・閉会中 9回）
平成29年度	3時間48分（11回／会期中 6回・閉会中 5回）

10 最後に

本委員会は、平成28年8月22日の臨時会において設置されて以来、関係人の証人尋問及び参考人招致並びに請求した資料及び記録に基づき、調査を重ね、本報告書の作成に至った。

施設の維持管理に関する事項について、市当局は、賃貸借に当たり、貸付時から返却時に至るまで、その事務において当該施設が市民の財産であるとの認識が希薄であり、本来提出を求めるべき書類や所管替え、人事異動に伴う事務の引き継ぎにおいても、文書管理の不備が見受けられた。

器物損壊、盗難事件発覚後、最近に至るまで鍵の交換を行っていないなど、2次被害も想定される中、初期対応からの危機管理意識の醸成が、今後の行政に不可欠であると考え。

これからは、老朽化した施設が近隣住民に不安を与えることのないよう嚴重なる維持管理を要望するものである。

被害の状況に関する事項については、本委員会設置後に損害を被った建物内の設備を機能回復させる場合の所要額を市当局によって2度にわたって調査するに至った。これは委員会が、旧アルファビゼンという市有財産管理状況を徹底的に調査していったことに市当局が呼応して行われたものであり、市有財産が受けた不当な損害に対して、その賠償額を算定しておく必要性を改めて知らしめたと考える。

以上のとおり、本調査は計30回、延べ29時間にのぼり、計23人の方々を証人あるいは参考人としておいでいただいた上で、詳細かつ綿密な調査をしたが、旧アルファビゼン内部における設備類の破損及び同設備に係る電線類の盗難事件そのものを解決するに至らなかったことは誠に遺憾である。本委員会としては、調査を通じて、盗難事件を引き起こした者を特定するほか事件の全面解決に繋がる情報を得ることも目指すものであったことは否定しないが、備前市議会に当該犯罪に係る捜査の権限はないことは十分に承知している中で、この件に対する調査の進展は図られなかったものである。

よって、委員会調査事項の3点目として掲げていた事件解決後の対応に関する事項の協議を行う環境にはなく、現時点ではその進展は図られないのではないかと考える。

本委員会の調査過程において、証人尋問及び参考人招致では、証人や参考人ごとにあいまいな証言や意見の聴取があったことは否めないが、これ以上の調査は困難であり、事実認定できた事項を中心に本委員会の調査結果として報告する。